

【防犯情報】注意喚起：コロナ禍におけるインターネット犯罪（詐欺）について

【ポイント】

●在宅勤務や外出を控え家の中での行動が増えるなど生活様式が変化している状況に便乗し、インターネットを悪用した犯罪（詐欺）が多く発生しているため、インターネットを利用する際には常にご注意ください。

【本文】

スイス警察からの情報によれば、2020年における各種犯罪発生状況は、新型コロナウイルス感染症のまん延により暴行、傷害、窃盗、器物損壊、住居侵入等の犯罪発生件数が例年に比べ比較的少ない状況にあるものの、インターネット犯罪（詐欺）は例年に比べ非常に多く発生しているとのことです。

在宅勤務や外出を控え家の中での行動が増えるなど生活様式が変化しています。職場等との業務調整や外出せずに食料品や生活必需品等を購入するためにインターネットを活用する機会が多くなり、そのような状況に便乗しインターネットを悪用した犯罪（詐欺）が多く発生しているため、インターネットを利用する際には常にご注意ください。

1 インターネット詐欺の例

（1）フィッシング詐欺

実在の官公庁や有名大手企業等を装い、個人情報やパスワードなどの情報を不正に入手しようとする詐欺です。

「パスワードの変更」や「重要なお知らせ」などといかにも確認したくなるような偽メールや偽メッセージを送り、誘導先の偽サイトでログインパスワード、クレジットカード番号、住所、電話番号等を入力させ個人情報を盗み取る手口です。

（マスク配布、募金、補助金の給付、保険の還付金、アンケートなどを装うケースも散見されます）

（2）偽販売サイト

詐欺師は、需要が高い商品に目を付け、消費者の「欲しいのになかなか買えない」という心理を悪用します。

代金を支払っても商品が届かない、会員登録時に個人情報やクレジットカード番号を盗み取るなどの手口です。

（需要の高い商品例）

- ・マスク、アルコール消毒ジェル、除菌スプレー等の感染防止用品
- ・在宅勤務で利用するパソコン及び周辺機器（Wi-fi ルーター、プリンター、モニター等）
- ・DIY用品、ゲーム機等、家の中での生活（趣味等）に関する商品

（3）個人間取引

Twitter、Instagram、Facebook等のSNS（ソーシャルネットワークサービス）上やフリマアプリ（フリーマーケットのように物品の売買を行うことができるスマートフォン用アプリケーション）での売買において、代金を支払っても商品が届かない、個人情報やクレジット

カード番号を求められ不用意に知らせてしまうなどの手口です。

2 注意すべき点の参考

- ・相手（社名、住所、電話番号、代表者氏名、問い合わせ窓口、地図上に実在するか等）に不審な点はないか？
- ・不自然なURL（意味のない文字列、“.xyz”等の見慣れないドメインなど）ではないか？
- ・ホームページ、メール、ショートメッセージ等の文面や表現に違和感はないか？
- ・「緊急」「重要」等の焦らせようとする表現ではないか？
- ・登録又は利用した覚えのあるサービスか？
- ・極端に安い販売価格ではないか？
- ・すぐにクレジットカード情報や個人情報の入力を求めてこないか？

3 対策例

- ・OS（オペレーティングシステム）を最新の状態にする
- ・セキュリティソフト（ウイルス対策ソフト）を最新の状態にする
- ・パスワード管理を適切にする
（桁数を増やす、異なる種類の文字や記号を組み合わせる、意味のある単語にしない、名前や誕生日等に関連のある文字を使用しない、使いまわしをしないなど）
- ・メールやショートメッセージ内のURLリンクを不必要にクリックしない
- ・メールに添付されているファイルを安易に開かない
- ・自身だけで判断せず、周囲（家族、職場の同僚、友人等）に相談する

不安な気持ちを抱えていたり、パニック状態に陥ってしまうと、詐欺に巻き込まれやすくなります。

焦って平常心を失い、衝動的に行動することが危険です。

事前に正しい知識を得て冷静に対応するとともに「自分は大丈夫」という慢心をせず、インターネット犯罪（詐欺）の被害に遭わないようお気をつけください。

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

（ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方）

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイス又はリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>